

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月18日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年1月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
まんのう町	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）福家本村地区	まんのう町土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）椿谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）薬師堂地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）西田井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）公文地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）中大宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）杉上上所地区	〃